

# 平成26年7月定例教育委員会会議録

## (1) 開会及び閉会に関する事項

平成26年7月29日(火) 三好市教育委員会1F 中会議室

開会 午後14時00分

閉会 午後15時25分

## (2) 出席委員の氏名

委員長	小松 正	委員長職務代理者	森本 久美子
委員	前川 順子	委員	谷 敏司
教育長	倉本 淳一		

## (3) 委員及び傍聴人を除くほか、議場に出席した者の氏名

### ▼出席職員

教育次長	松丸 忠仁
学校教育課長	東口 栄二
生涯学習・スポーツ振興課長	鈴木 良英
文化財課長	中岡 久雄
教育指導主事	喜多 雅文

▼傍聴人 0名

### ◆小松委員長

ただいまの出席委員は5名であります。定足数を満たしておりますので、ただいまから平成26年三好市教育委員会7月定例委員会を開催したいと思います。

これより本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配布いたしました議事日程の通りでございます。

## (4) 議事録署名者の指名

森本 久美子委員

### ◆小松委員長

初めに議事録署名者を決定いたします。議事録署名者は森本委員さんをお願いしたいと思います。最初に教育長のほうから諸般の報告をお願いします。

## (5) 報告事項

### ◆倉本教育長

行事一覧表に沿ってご報告をいたします。

6月26日、通学路視察、箬蔵小学校の校区を視察してまいりました。小学校の東側にある旧道の橋桁が浮いており、通行止めになっております。児童の通学に支障がありますが、幸い、バイパスに安全

に通れる道があります。沢山の地元の方が通学路に立って子どもたちの安全を見守っていただいております、大変嬉しく思いました。

6月30日、本庁で市長協議がありました。三野町の堤外地の運動施設について最終的な詰めを行いました。

7月1日、学校支援ボランティア運営協議会をいたしました。6中学校区のコーディネーター、学校長、あるいはボランティアの方々にお集まりいただいて、それぞれの校区の課題や運営状況を話し合いました。

7月6日、東祖谷中学校で三好支部少年剣道大会がありまして、喜多先生に代理出席していただきました。

7月9日、幼・小・中（園）校長会を三好教育センターで行いました。これは5月に行われました市教委の学校訪問において、土曜日授業についてのブロック別協議をした結果、概ね教育委員会が実施するのであればやむを得ないといった状況の旨を伝えました。しかし、先生方のアンケートの結果もあまり賛成が多くはなかったこともあり、土曜日授業を実施し効果を上げるためには、校長先生を中心に先生方の意欲的な取り組みが必要なので、教育委員会と学校とが一体となって土曜日授業の効果を上げるような体制を作ってほしいという話をいたしました。

7月17日、スポーツ少年団総会がありまして、私と松丸次長、東口課長の3人で出席いたしました。これは、土曜日授業を実施するにあたって、スポーツ少年団で行っている各種大会と重なるという問題がありますので、その解決を図らなければ実施が難しいのではないかと学校長からも要請がありまして、協力依頼をいたしました。

7月25日、三好地区教科書採択協議会を開催して、来年から小学校で使う教科書の採択について答申書を作成いたしました。これも後で協議をしていただくことになります。

次いで行事予定ですが、8月21日12時50分から総合体育館で三好教育研究発表会が開催されます。

続いて8月26日10時より三好教育センターにおいて、土曜日授業についての研修会を行います。東かがわ市の学校教育課長さんに講演をしていただいた後、各学校から先生方やPTAの方との意見交換会をいたします。昼食後、委員会において13時から定例教育委員会を開きたいと思っております。以上で報告を終わります。

#### ◆小松委員長

只今の報告について、何かありますか。

#### ◆谷委員

スポーツ少年団総会において、土曜日授業の協力をお願いをしたようですが、その反応などはどういったものでしたか。

#### ◆倉本教育長

反応ですが、やはり実施されるのは困るという意見もありました。しかし、スポーツ少年団の活動は、基本的に学校教育を支えるものであり、それ自体が中心ではないこと、また、市外のスポーツ少年団では、試合が多すぎたり遠隔地へ試合に行ったりで運営面等で少しいき過ぎではないかとの声もあると聞きます。三好市ではそのようなことにならないように、この機会にその辺りも考えていただいて、ご協力をお願いいたしました。

また、実施要項の原案を8月の教育委員会で提示したいと思っております。出来るだけスポーツ少年団の行事や中学校の部活動の大会と重ならないように、考慮しながら、土曜日授業を無理のないところで開催したらどうかと考えています。スポーツ少年団の活動を低下させることなく、両立できるような形を目指して考えていく必要があると思います。

#### ◆森本委員

土曜日授業は石井町などでは既に始まっておりまして、スポーツ少年団との兼ね合いもあり参加する児童が全員ではないと聞いております。全員参加できないのであれば、問題があるのではないかと思います。まだ始まったばかりですので、全員参加は難しいのかもわかりませんが、その辺りを考えていかなければいけないと思います。

◆倉本教育長

先日の新聞にも不参加者が何名と載っていましたね。来年度から三好市でやろうとしているのは教育課程に基づく学習なので、児童生徒の全員参加が建前になります。しかし、大きな大会と重なった場合は学校長の判断で土曜日授業を変更したりして、弾力的に扱えるようにしたいと思っています。また、どうしても全国大会の予選など重要な試合の場合は、保護者の了解を得て大会に出場させ、公欠扱いにする方法もあると思います。

◆小松委員長

他にありませんか。学校支援ボランティアの土曜日授業に関する意見などはありましたか。

◆倉本教育長

土曜日授業を始めるとなると学校支援ボランティアの活動もさらに活発にさせていただかなくてはならないということで、協力をお願いをいたしました。具体的な内容についての話ではなく、土曜日授業のねらいをお話しました。土曜日授業は地域で子どもたちを育てるという週5日制の趣旨に沿うものであること、学習指導要領の改訂によって授業時数の確保が必要であることの2つが主なねらいです。土曜日授業は地域で子どもを育てること目指していますので、学校のほうにも土曜日授業を行う場合は出来るだけそういった授業を行うようにしていただく、しかし、授業内容を規制しますと学校側は動きがとりにくくなりますので、教科の授業や学校行事でもよいということにしたい。ボランティアによる開かれた学校づくりのみを強調しますと、なかなか難しいかと思えます。土曜日授業の趣旨を生かしながら、支援ボランティアの方にも参画していただいて、且つ学校もある程度自由にいろいろな授業ができるようにしたらどうかと考えています。

土曜日授業が定着いたしますと、スポーツ少年団との関係もスムーズに行くのではないかと思います。初年度からうまく運営できるというのはなかなか難しい面もありますが、少しずつ、進めているうちに良い形になるのではないかと考えております。

(6) 承認事項

◆小松委員長

報告事項については以上で終わります。続いて承認事項といたしまして、平成26年6月定例教育委員会の議事録を事前に送っていただいておりますが、よろしいでしょうか。

よろしいようですので、平成26年6月定例教育委員会議事録については承認いたします。

それでは議事に入っていきます。

(7) 議 案

第18号 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について

第19号 平成26年度幼稚園保育料減免措置対象者の認定について

第20号 教科用図書採択に伴う答申について

◆小松委員長

以上を議題といたします。関係部局から説明をお願いいたします。

◆鈴木課長

では“第18号 三好市子どもの読書活動推進計画策定委員会設置要綱の制定について”でございます

が、お手元のほうへ別添で資料をお渡ししておりますので、そちらをご覧ください。

そもそもこの計画がどういったものかと言いますと、世の中のIT化やインターネット等の普及に伴いまして、最近の子どもの読書離れや活字離れが急速に進んでおります。本を読む子どもが少なくなっている状況を考えまして文部科学省もそれに危機感をつのらせ、平成13年に「子どもの読書活動の推進に関する法律」を制定いたしました。一口に言いますと、国が子どもたちに読書活動を推進する法律ですが、その法律の中で全国都道府県ごとに計画を作り、市町村もそれに則って計画を推進していくという法律です。それに伴いまして、実は徳島県も制定してはおりますが、策定をしている市町村の数が全国で一番少ないことようです。県内ではここで書いておりますように板野町、藍住町、鳴門市、松茂町など5・6ヶ市町村でございます。そういった背景に基づきまして、このたび三好市でも策定することになりました。その策定計画を作るに当たり、策定要綱の設置をし、その要綱を元に計画を作りますということです。その要綱は推進計画策定委員会を設置する要綱であり、計画そのものではありません。では計画はどのようなものを作るのかと言いますと、お手元の資料に県の策定している計画を載せております。“徳島県子どもの読書活動推進計画〔第2次推進計画〕”ですが、平成21年に県が策定しております。こういった計画を三好市の子ども読書活動推進計画として策定をしなければならないので、それに伴う策定委員会の設置要綱であります。

簡単に見て参りますと、第一条の設置目的から始まりまして、その他までの第10条にわたっての要綱となっております。大きくはこの中で5ページ目の箇所をご覧くださいましたら、別表1と別表2がございます。別表1というのは委員になります。策定委員会に設置する委員を各部局から、管理職・課長職級の方から委員に選定し、実務的な検討や計画の担当がワーキング部会になります。別表第2の職員を充てて計画の原案を作成する運びとなっております。この計画で本年度中に計画書を策定したいと考えております。

計画自体は三好市の子どもたちに読書振興をどのようにして図っていくか、こういった形で読書の推進を図るかが大きな要旨になります。県の計画を見てもこと細かに書いておりまして、それに近い形で計画を策定することになるかと思えます。

◆小松委員長

制度の説明がありましたが、質疑はありませんか。

◆森本委員

27年度から5年間という期間の計画になるのですか。

◆鈴木課長

そうです。5年を過ぎれば、また新しい計画を策定いたします。

◆森本委員

色々考えながら、次にまた違うものを作るといえることですか。

◆鈴木課長

具体的にまた変わってきますので、その計画をまた次の段階で考えています。県がすでに2次の計画に入っています。市町村も5年後には2次ということになります。5年毎に見直していくという形です。

1回で終わるといえるものではありません。

◆森本委員

教育委員会が設置する場合は図書の購入のための費用がいただけると、より充実した読書環境を作ることができるという事ですね。

◆鈴木課長

こういう計画書を立てれば、必然的に予算についても積極的に検討していかなくてはならないかと考えます。

◆倉本教育長

この要綱のひな形はあるのですか。

◆鈴木課長

県の計画や先に実施している市や町から資料等をいただきまして作成しております。

◆倉本教育長

気になる所は、第3条の“別表第1に掲げる課等の長を以て”ですが、“各課”にしたほうが言葉の納まりがいい気がします。

◆鈴木課長

“各課等の長を以てこれに充てる”

◆倉本教育長

それから第4条、第5条のワーキング部会は何をするのでしょうか。

◆鈴木課長

策定に当たっての基本計画を作る会になります。

◆倉本教育長

原案を作る会ということですね。

“課長補佐または係長”というのは、会に出るのは2名になるのですか。1名ですか。

◆鈴木課長

課によって課長補佐の居るところもあれば居ないところもございますので、各課1名、2名ずつくらいにしたいと思っております。

◆小松委員長

そもそもワーキング部会は必要なのでしょうか。

◆鈴木課長

やはり原案を作るに当たって、いきなり課長職で決定というよりは、原案を作成したほうがよいと思います。

◆谷委員

推進計画が出来上がって、その計画に応じて何かをしていく形なのでしょうか。

◆鈴木課長

読書振興をするためにどうすればいいのか。図書の本を増やすのか、或いは他に何かをするのか、そういう手立てを含めて策定していくことになっております。

具体的にいいますと、学校のなかではどういったことをする、保育所ではどういったことをするといったことを、このワーキング部会でそれぞれ関係するところの部局が案を出し、原案をまとめていく形になろうかと思えます。

◆森本委員

今までは、子どもたちがもっと読書をしなければならないというだけの話で終わっていたものを、こういうことに力を入れてやりますというものにして、きちんとした計画書を作って力を入れてやっていくということを、学校の先生方にも分かっていたいただくための委員会ですね。

◆鈴木課長

そうですね。ある程度計画を立てていった以上は、それなりに事業を進めていかななくてはならないと思います。

◆谷委員

周知もしていただいてということですね。

◆鈴木課長

そうですね。周知もしていきます。

◆前川委員

県の計画書を見てみると、家庭、地域、学校において読書振興を図らなくてはならないと書いてあります。読み聞かせのボランティアも今までは図書館や交流センターなどの公共の場所で活動してきましたが、学校が開かれてきたために学校に入って読み聞かせなどを行っているということで、それが積み重なって、子どもの読書がすごく高まっているという傾向もあり、学校での働きかけで効果が出ていると思います。

計画において何が問題になっているかという点、やはり家庭での読書活動であるので、これからそこに力を入れてしてほしいと思います。

◆鈴木課長

学校教育だけに留まらず家庭教育のなかでも読書振興を図るよう、ワーキング部会のなかで話し合っていきたいと思っております。

読み聞かせ等に関しましては、学校ボランティアがいらっしゃいますので、そういったものも積極的に活用いたしまして振興を図っていければと思っております。

◆前川委員

井川町では小学校へ行っておりますし、今度はまた中学校にも行かせていただき、子どもたちに読書の楽しみを感じてもらえたらと思っております。

◆小松委員長

委員やワーキング部会についてですが、家庭も含めて読書活動を推進していくことになると、PTAなどのメンバーも必要ありませんか。

◆鈴木課長

これはまだ計画の前段階で叩き台の事務局レベルの話です。小学校の研究部会から出ていただくようになっております。

◆小松委員長

他には放課後児童クラブもありますが、これは子育て支援課が担当でしたか。

◆鈴木課長

子育て支援課ですね。

◆小松委員長

他はどうでしょうか。先ほども少し話に出ておりましたが、この計画を作って具体的に進めるとなれば、例えば予算化などそういったことは当然あるのでしょうか。何か計画を進めようとするれば、お金の問題が付いて回ると思いますが。

◆鈴木課長

計画があつての予算ですから、計画ができれば積極的な活用をしていきたいと思っております。

◆谷委員

計画を作る段階でのことですが、必要な予算有りきでの計画ではなくて、必要な計画を作ってから予算をどうするかという方向でやっていただきたいです。

◆小松委員長

他、質疑ございませんか。よろしいでしょうか。  
それでは原案の通り決定することに異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

では異議なしと認め、よって議案第18号は原案の通り決定されました。  
続きまして“議案第19号、平成26年度幼稚園保育料減免措置対象者の認定について”を議題と致します。初めに関係部局から制度の概要について説明をお願いいたします。

◆東口課長

7ページをご覧ください。“議案第19号、平成26年度幼稚園保育料減免措置対象者の認定について、平成26年度幼稚園保育料減免措置対象者について認定する。平成26年7月29日提出、三好市教育委員会教育長、倉本淳一。1、措置対象者は別紙の通り”ということで、後から対象者の一覧表をお配りいたします。

先に8ページをご覧くださいまして、保育料についての徴収条例施行規則がありまして、今回第2条の(1)“生活保護法の規定による保護を受けている世帯及び当該年度に納付すべき市民税の所得割が非課税となる世帯”について減免が行われております。その項の最後にある通りに、幼児1人につき保育料の合計額、年額2万円を限度として減免するというので、お諮りくださいますようお願いいたします。

◆小松委員長

それでは個別審査に入っていきますので、これより秘密会といたします。

[ 秘密会 ]

◆小松委員長

個別審査が終了いたしましたので、秘密会を解除いたします。本案については原案通り決定するという事で異議ございませんか。

◆委員一同

はい。

◆小松委員長

それでは原案の通りに決定されました。

続きまして、“第20号、教科用図書採択に伴う答申について”を議題といたします。この度、平成27年度使用教科用図書採択協議会より、平成27年度より使用する教科用図書について答申を頂きましたので、協議いたします。採択に関する事項ですので、ここからは秘密会といたします。なお9月1日以降に情報公開することとなっておりますので、それまでは協議内容についても非公開といたします。

[ 秘密会 ]

◆小松委員長

それでは質疑が終わりましたので、ここで秘密会を解除いたします。本案を原案の通り決定することにご異議ございませんか。

異議なしと認めます。よって議案第20号を原案の通り決定をいたします。

(7) その他

◆小松委員長

その他について、何かございませんか。

◆中岡課長

それでは文化財課から、報告事項が1点ございますので、ご報告をさせていただきます。内容は“国登録有形文化財建造物に係る文化審議会答申について”でございます。このことについては、所有者の同意に基づき国登録有形文化財として意見具申をしていた2件の建造物について、本年7月18日に開催された文化審議会においてその価値が認められ、登録文化財建造物として登録するよう文部科学大臣

に対し答申がありましたのでご報告いたします。また、答申のありました建造物については、別紙の通りです。では1ページをご覧ください。答申内容についての概要を記載しておりますので、この資料に沿ってご説明させていただきます。

1、名称及び員数について、名称は大日靈神社本殿（おおひるめじんじゃほんでん）、同じく大日靈神社拝殿（おおひるめじんじゃはいでん）の2件でございます。2、所在地は山城町光兼558番地、旧河内小学校の川向北川の小丘にあります。3、建築年代ですが、明治31年、1898年です。4、構造及び形式につきまして、本殿が木造二間社流造り銅板葺、建築面積は12.52㎡、また拝殿は木造入母屋造り銅板葺、建築面積は72.72㎡でございます。5、登録基準につきましては、本殿が登録基準の2号の造形の規範となっているものに該当し、拝殿が1号の国土の歴史的景観に寄与しているものに該当しているとして、評価を頂きました。6、所有者及び管理者は、宗教法人大日靈神社になります。7、その他特徴につきましては別紙の写真等をご覧ください。8、これまでの経過といたしまして、平成26年2月5日付けで文化庁長官に対し、大日靈神社本殿並びに拝殿を登録有形文化財建造物として原簿登録の意見を具申いたしましたして、そして7月18日に開催されました文化審議会におきまして、文化財分科会の審議・議決を経て登録文化財に登録するよう文化審議会より文部科学大臣に対し答申がございました。9、今後の予定として、文化財登録原簿への登録を経て官報告示が行われる予定となっておりますが、時期に関して現時点では未定でございます。官報告示後に登録証・登録プレートが文化庁から交付されます。所有者に対し、登録証の伝達を行う予定でございます。また、県内の登録有形文化財は、今回の2件を加えて10件になります。

2ページ、3ページについては、報道機関に対しプレスリリースした本殿・拝殿の概要書を添付しております。4ページから12ページにかけては、造形の規範に対しての高い評価をいただいたという事で、高度な彫刻技法を用いた透かし彫りなどの写真も添付しております。13ページ、14ページには大日靈神社の所在地を示す地図を添付させていただいております。最後の15ページには先般地元紙に掲載されたスクラップになります。以上、概略のご説明となりましたが、ご報告とさせていただきます。

◆小松委員長

昨年の初めに委員会でも論議した内容だったかと思いますが、特に今の報告に対して質問はありますか。

これ以外に文化庁に具申してまだ答申が出ていないものなどはありますか。

◆中岡課長

いえ、現在はありません。

彫刻が本当に素晴らしいので、お近くを通られた時には是非お立ち寄りください。

◆小松委員長

他に質問はございませんか。それでは定例委員会については以上で終わります。お疲れ様でした。

以上